

酪連だより

昭和 40 年 4 月 1 日から

ホルスタイン種系牛の登録制度が簡素化されます

ホルスタイン種系牛については、昭和 17 年より種系牛登記規程のより極く一部のものについて実施しておりましたが、昭和 29 年ホ種系牛登録規程が制定されるに及んで、大部分の無登録牛を登録の網に乗せ、この間 34 年より 36 年までの 3 カ年無籍牛の登録を閉鎖した以外は、体型、資質、能力等の優れたものについては、血統登録牛に繰入れられるという画期的な開放式選択登録制度が実施されてまいりましたが、昭和 40 年 4 月 1 日より、更に血統登録繰入れを 1 代短縮して次のとおり実施するよう登録審議会の結論に基づき、日ホ協会理事会で決定されたのでお知らせいたしますと共に、無登録牛をお持ちの方は今すぐ登録の網の中にすくい上げられるよう、又現在基礎登録牛（犢登記牛）をお持ちの方はそれぞれの資格に従って審査及び検定を行い、血統登録牛への階段を 1 日も早く昇られるよう強くお勧めいたします。

主なる改正事項

1. 予備登録をなくし、世代を 1 代早めて 4 代目のものが血統登録を申込めることとした。
2. 従来、審査と検定を 2 世代続けて行っていたのを、1 代目の本登録は審査のみとし、2 代目の本登録だけが審査と検定を行うこととした。
3. 血統登録を申込むまでに 1 世代縮めた代りに審査得点を 1 点高めて 75 点以上とし、この得点の網の目を 2 世代に亘りくぐることを要求している。
4. 初めて登録の網の中にすくい上げる、即ち母が登録されていないものを登録する基礎登録と、登録牛の子を登録する基礎登録とは同じ名称を用いているが、この両者は本質的には全く異なるものであるため、新しく登録するものを初代基礎登録と呼び、その他を単に基礎登録として区別し証明書の色も変えることとした。
5. 従来の本登録は、1 代目のものも、2 代目のもの

のも同じ本登録であったが、今後は資格、条件が異なっているため、初代本登録、2 代本登録と名称を変えた。

6. 体格審査と能力検定という表現の問題であるが、体格審査標準について体格という文字は外の家畜では用いていない。これは審査は体格のみではないので、表現が適当でないためである。同様に能力検定も実際は泌乳関係のみを対象としているのであるから不適当といえることができる。従来、体格審査と能力検定を対応させて慣習的に用いて来たが、この際、体格と能力をとって、今後は単に審査と検定で表現し、簡略化することとした。

現行規程との移行による経過措置

1. 基礎登録

現行の登録規程による基礎登録牛の取扱

1. 基礎登録牛のうち母が登録されていないものは初代基礎登録牛とみなす。
2. 基礎登録牛のうち母が登録されているものは新しい規程による基礎登録牛とみなし、その資格は次の通りとする。
 - (イ)「予資」の基礎登録牛は「本資」の基礎登録牛とみなす。
 - (ロ)「本資」の基礎登録牛のうち、母が予備登録されているものは「本資」の基礎登録牛とみなす。
 - (ハ)「本資」の基礎登録牛のうち、母が本登録又は本登録候補牛のものは「2 本資」の基礎登録牛とみなす
- (ニ)「予資（本資）」の基礎登録牛は「(2 本資)」の基礎登録牛とみなす。

2. 予備登録

現行の登録規程による予備登録牛の取扱

1. 予備登録牛のうち審査得点 76 点以上を得ているものは、初代本登録の資格があるものとし、申込みにより予備登録証明書と引換えに初代本登録証

岡山畜産便り 1965.02

明書を所有者に交付する。

- 2. 予備登録牛のうち審査得点 75 点未満のものは、予備登録のままとし、改めて初代本登録を受けることができる。
- 3. 予備登録牛が初代本登録されたときは、その子牛の現行登録規程による本登録牛は2代本登録牛とみなす
- 4. 予備登録牛の子牛は「本資」の基礎登録を行う。

3. 本登録

現行の登録規程による本登録牛の取扱

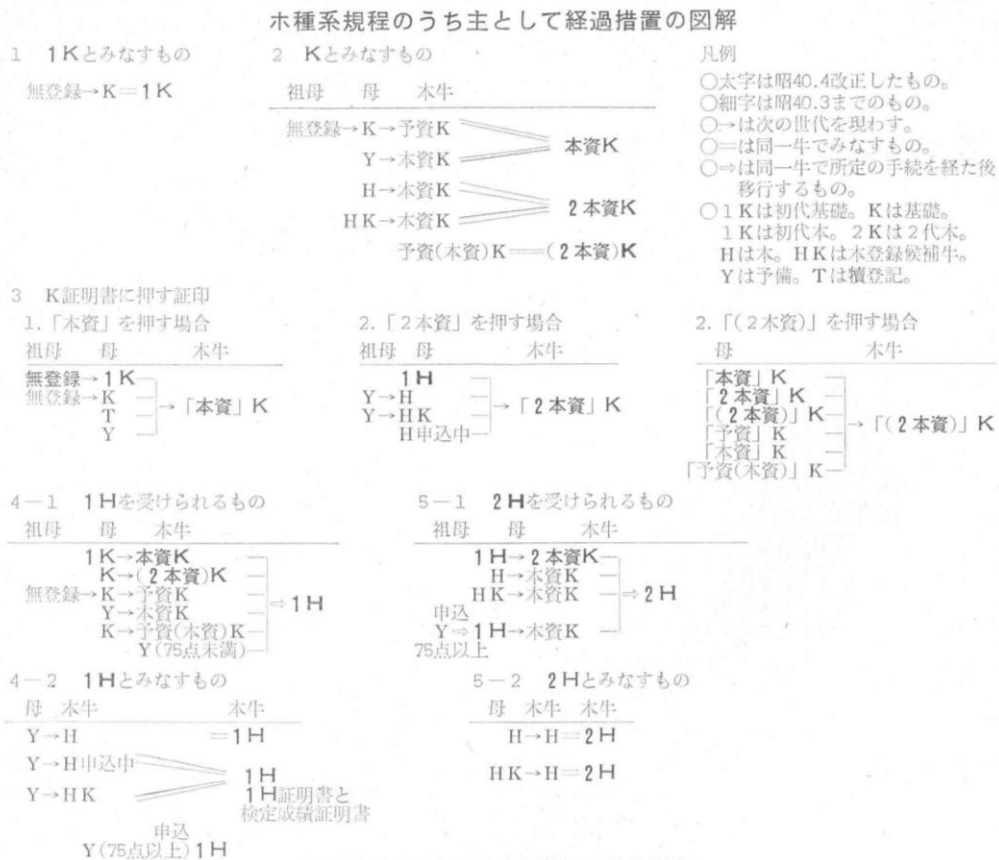
- 1. 本登録牛のうち母が予備登録されているものは、

初代本登録牛とみなす。

- 2. 本登録牛のうち母が本登録されているものは、2代本登録牛とみなす。

4. 犢登記の取扱

従前の登録規程による犢登記牛は昭和37年改正の現行登録規程により基礎登録とみなされているので、年令に関係なく母の資格によりそれぞれ初代本登録又は2代本登録を受けることができる。



現行規程と改正規程の簡易比較図解



親の登録 子牛も光る

今日の種系も明日は高等